公的年金等控除の適正化(令和2年1月施行)

- 公的年金等控除は、年金以外の所得がいくら高くても、年金のみで暮らす者と同じ控除が受けられる制度。
- 公的年金等控除について、
 - ① 公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に上限を設ける。
 - ② 年金以外の所得が1,000万円超の年金受給者(0.5%)の控除額を引き下げる。

見直し後(65歳以上の場合)

(万円) 改正前 205.5 上限設定 (公的 年金以外の所得 年金等 1,000万円超の場合 120 110 100 年金以外の所得 2.000万円超の場合 控 除 **の** 額 330 1.000 (万円) (公的年金等の収入金額)

(注)65歳未満の場合、最低保障額(改正前70万円)は、

- ・ 基礎控除への振替により60万円、
- ・ 年金以外の所得1,000万円超の場合は50万円、
- ・ 年金以外の所得2,000万円超の場合は40万円 となる。

負担増となる見込みの人数

年金収入が1,000万円超の者	3,000人程度
年金以外の所得が1,000万円超 の者(うち2,000万円超の者)	20万人程度 (うち10万人程度)
合計	20万人程度

年金受給者全体(4,000万人程度)の0.5%程度